

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年10月8日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

【会社名】 ファーストコーポレーション株式会社

【英訳名】 First-corporation Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 利秋

【本店の所在の場所】 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

【電話番号】 03-5347-9103 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 宮本 比都美

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

【電話番号】 03-5347-9103 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 宮本 比都美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計期間	第11期 第1四半期 累計期間	第10期
会計期間	自 2020年6月1日 至 2020年8月31日	自 2021年6月1日 至 2021年8月31日	自 2020年6月1日 至 2021年5月31日
売上高 (千円)	3,742,350	10,068,154	20,919,021
経常利益 (千円)	99,237	620,401	1,608,766
四半期(当期)純利益 (千円)	65,644	435,768	1,125,310
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	728,769	730,429	728,769
発行済株式総数 (株)	13,358,540	13,363,540	13,358,540
純資産額 (千円)	5,717,307	6,248,256	6,282,106
総資産額 (千円)	17,141,755	15,872,973	17,427,983
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.10	36.16	90.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	5.10	36.15	90.12
1株当たり配当額 (円)	-	-	38.00
自己資本比率 (%)	33.3	39.3	36.0

(注) 1. 1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式については、「株式給付信託(J-ESOP)」及び「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 第10期の1株当たり配当額38.00円は、創業10周年記念配当10.00円を含んでおります。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、2021年8月27日提出の前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症についてはワクチン接種が始まったものの、世界的な蔓延の影響は継続しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。一方で企業収益については各種政策の効果や海外経済の改善もあり、一部の業種で持ち直しの動きが続くことが期待されます。

建設業界におきましては、公共建設投資は堅調に推移し、住宅需要も底堅く、民間の設備投資においても持ち直していくものと思われれます。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材調達問題と労務需給不足への懸念などが大きな課題となっております。

このような状況のもと、当社の主要事業エリアである東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）における2021年上半期のマンション着工件数は、28,670戸（前年同期比5.8%増）となりました。また、2021年上半期のマンション供給件数は、13,277戸（同77.3%増）と大幅な増加となり、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著に出ていた前年から、順調な回復傾向となっております。

2021年（暦年）の動向につきましては、マンション着工件数は60,000戸程度、マンション供給戸数は32,000戸程度、販売在庫は6,000戸程度と2019年の水準に戻ると予想されていること、引き合い案件は依然活況であること、東京圏における当社のシェアは2%程度と伸張の余地は充分にあることから、当社における当面の受注及び施工物件の確保は可能であると考えております。

（データはいずれも国土交通省-公表資料、「都道府県別着工戸数」及び（株）不動産経済研究所-公表資料、「首都圏マンション市場動向」、「首都圏マンション市場予測 - 2021年の供給予測 - 」より）

当社は「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是を制定し、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しております。「安全・安心・堅実」という基本方針に関し、安全につきましては、安全パトロールの実施等により重大事故ゼロを継続しております。安心と堅実に対応する品質につきましては、独自のマニュアルの制定や、その徹底を図る目的としての研修会等を定期的開催しております。また、建物の強度を保つ重要な躯体部分（杭、配筋、生コンクリート）の品質について、第三者機関による検査を導入し、建物の品質確保に万全を尽くしております。

当社は、創業から11年目を迎え、年商500億円の実現に向け、2022年5月期からの新中期経営計画（3カ年計画）「Innovation2021」を策定いたしました。業容拡大と利益水準向上への継続的な取り組み及び新たな価値創出により持続的な成長を目指すこととし、その達成に向け全社一丸となり取り組んでおります。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は10,068,154千円（前年同四半期比169.0%増）、営業利益621,501千円（同446.5%増）、経常利益620,401千円（同525.2%増）、四半期純利益435,768千円（同563.8%増）となりました。

なお、当社は「分譲マンション建設事業」の単一セグメントであるため、セグメントの業績については記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ1,555,009千円減少し、15,872,973千円となりました。これは、現金及び預金が758,438千円増加した一方で、受取手形・完成工事未収入金等が1,540,827千円、販売用不動産が975,734千円それぞれ減少したことが主な要因であります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ1,521,159千円減少し、9,624,717千円となりました。これは、支払手形・工事未払金が862,707千円、1年内返済予定の長期借入金が600,000千円それぞれ減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ33,850千円減少し、6,248,256千円となりました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が435,768千円増加した一方で、配当金の支払により利益剰余金が469,623千円減少したことが主な要因であります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当第1四半期累計期間における製品・サービス別の生産実績は次のとおりであります。

製品・サービスの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
分譲マンション建設工事	2,893,502	95.2
合計	2,893,502	95.2

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当第1四半期累計期間における製品・サービス別の販売実績は次のとおりであります。

製品・サービスの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
分譲マンション建設工事	3,082,421	95.2
不動産販売	6,871,104	1,428.0
その他	114,628	482.8
合計	10,068,154	269.0

- (注) 1. 主な販売先の販売実績及び当該販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期累計期間		当第1四半期累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社日本エスコン	390,021	10.4	5,253,249	52.2
合同会社gift	-	-	1,540,278	15.3
中央日本土地建物株式会社 (注) 4	725,991	19.4	580,500	5.8
日鉄興和不動産株式会社	459,753	12.3	504,085	5.0
株式会社中央住宅	819,435	21.9	105,556	1.0

2. 販売実績における「不動産販売」は分譲マンション建設用地の販売等であります。
3. 販売実績における「その他」は業務受託収益等であります。
4. 日本土地建物株式会社は、2021年4月1日付で中央日本土地建物株式会社に商号変更しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,363,540	13,363,540	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	13,363,540	13,363,540	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月1日～ 2021年8月31日 (注)	5,000	13,363,540	1,660	730,429	1,655	689,085

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,359,100	123,591	-
単元未満株式	普通株式 4,440	-	-
発行済株式総数	13,363,540	-	-
総株主の議決権	-	123,591	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」には、「株式給付信託(J-ESOP)」及び「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式数308,100株、議決権3,081個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式31株が含まれております。

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ファーストコーポレーショ ン株式会社	東京都杉並区荻窪四丁目30 番16号	1,000,000	-	1,000,000	7.48
計	-	1,000,000	-	1,000,000	7.48

(注) 「株式給付信託(J-ESOP)」及び「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式308,100株については、上記の自己株式等に含まれておりません。なお、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、四半期財務諸表において自己株式として表示してあります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,276,416	5,034,855
受取手形・完成工事未収入金等	4,956,492	3,415,665
販売用不動産	1 1,371,058	395,323
仕掛販売用不動産	1 6,144,122	1 6,332,145
未成工事支出金	25,362	11,984
その他	379,951	436,908
流動資産合計	17,153,404	15,626,882
固定資産		
有形固定資産	18,637	17,974
無形固定資産	9,187	12,993
投資その他の資産	246,752	215,122
固定資産合計	274,578	246,091
資産合計	17,427,983	15,872,973
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	5,036,311	4,173,603
1年内返済予定の長期借入金	1 930,000	1 330,000
未払法人税等	372,769	167,627
前受金	82,745	91,204
未成工事受入金	127,326	330,918
賞与引当金	3,280	3,280
完成工事補償引当金	40,175	32,961
アフターコスト引当金	54,826	29,130
役員株式給付引当金	18,355	3,205
その他	675,090	637,066
流動負債合計	7,340,880	5,798,997
固定負債		
長期借入金	1 3,675,000	1 3,675,000
退職給付引当金	72,811	78,594
株式給付引当金	52,731	55,963
その他	4,454	16,162
固定負債合計	3,804,996	3,825,720
負債合計	11,145,876	9,624,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	728,769	730,429
資本剰余金	687,430	689,085
利益剰余金	5,780,723	5,746,868
自己株式	921,437	921,437
株主資本合計	6,275,486	6,244,946
新株予約権	6,620	3,310
純資産合計	6,282,106	6,248,256
負債純資産合計	17,427,983	15,872,973

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年6月1日 至2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年6月1日 至2021年8月31日)
売上高		
完成工事高	3,237,425	3,082,421
不動産売上高	481,183	6,871,104
その他の売上高	23,740	114,628
売上高合計	3,742,350	10,068,154
売上原価		
完成工事原価	2,913,109	2,787,709
不動産売上原価	432,138	6,220,384
その他売上原価	10,356	104,177
売上原価合計	3,355,605	9,112,272
売上総利益		
完成工事総利益	324,315	294,711
不動産売上総利益	49,045	650,719
その他の売上総利益	13,384	10,451
売上総利益合計	386,744	955,882
販売費及び一般管理費	273,020	334,380
営業利益	113,724	621,501
営業外収益		
受取利息	7	4,500
物品売却収入	126	109
未払配当金除斥益	303	195
その他	113	2,105
営業外収益合計	551	6,909
営業外費用		
支払利息	14,018	7,926
自己株式取得費用	994	-
その他	25	84
営業外費用合計	15,038	8,010
経常利益	99,237	620,401
税引前四半期純利益	99,237	620,401
法人税、住民税及び事業税	18,575	156,368
法人税等調整額	15,016	28,264
法人税等合計	33,592	184,632
四半期純利益	65,644	435,768

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、工事契約に関して従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスが一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務が充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、工事契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高、売上原価、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)		当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)	
販売用不動産	910,135	千円	-	千円
仕掛販売用不動産	3,953,588	"	3,954,715	"
計	4,863,724	"	3,954,715	"

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)		当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)	
1年内返済予定の長期借入金	930,000	千円	330,000	千円
長期借入金	2,810,000	"	2,810,000	"
計	3,740,000	"	3,140,000	"

2 保証債務

下記の得意先の分譲マンション販売に係る手付金受領額に対して、信用保証会社に連帯保証を行っております。

	前事業年度 (2021年5月31日)		当事業年度 (2021年8月31日)	
大和地所レジデンス株式会社	206,840	千円	364,740	千円
合計	206,840	"	364,740	"

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
減価償却費	4,267 千円	1,366 千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年7月10日 取締役会	普通株式	267,170	20.00	2020年5月31日	2020年8月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」及び「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金6,620千円が含まれております。なお、株式会社日本カストディ銀行は、JTCホールディングス株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が2020年7月27日に合併し発足しました。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、自己株式288,800株の取得を行っております。この結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が165,790千円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が426,569千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年7月9日 取締役会	普通株式	469,623	38.00	2021年5月31日	2021年8月27日	利益剰余金

(注1) 配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」及び「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金11,707千円が含まれております。

(注2) 1株当たり配当額38.00円には創業10周年記念配当10.00円が含まれております。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

(単位:千円)

	合計	収益認識の時期	
		一定の期間にわたり 移転される財	一時点で移転される財
分譲マンション建設事業	10,068,154	3,127,276	6,940,877
顧客との契約から生じる収益	10,068,154	3,127,276	6,940,877
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	10,068,154	3,127,276	6,940,877

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、分譲マンション建設事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5円10銭	36円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	65,644	435,768
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	65,644	435,768
普通株式の期中平均株式数(株)	12,865,318	12,050,681
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5円10銭	36円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	9,983	4,993
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託(J-ESOP)及び役員株式給付信託(BBT)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を含めております。
(前第1四半期累計期間331,000株、当第1四半期累計期間308,100株)

2 【その他】

2021年7月9日開催の取締役会において、2021年5月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	469,623千円
1株当たりの金額	38円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年8月27日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月8日

ファーストコーポレーション株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士 早 崎 信

指定社員

業務執行社員

公認会計士 大 橋 睦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファーストコーポレーション株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社の2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。